

文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正のあらまし

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の一部改正に伴い、規定を整備するために必要な改正を行う。

2 新旧対照表

文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成二十七年三月三日条例第二十六号)新旧対照表

改正後(案)	現行
<p>第一条から第十三条まで(略)</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第十四条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第四百十条の六十六第一号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。</p> <p>二から四まで(略)</p> <p>第十五条から第三十五条まで(略)</p> <p>付 則(令和 年 月 日条例第 号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>第一条から第十三条まで(略)</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第十四条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第四百十条の六十六第一号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。</p> <p>二から四まで(略)</p> <p>第十五条から第三十五条まで(略)</p>